

令和2年6月11日

保護者の皆様

泉大津市立小津中学校  
校長 向井 説行

## 暴風警報及び大雨特別警報発令時の学校の対応について

泉州地域に、午前7時の時点で、  
「暴風警報」又は「大雨特別警報」  
台風の接近時にかかわらず、  
上記のいずれかが発令中の場合は臨時休業。

※ 泉大津市に、午前7時の時点で警報が発令されていなくても、泉州地域のいずれかの市町に警報が発令中の場合は、臨時休業とします。

※ 台風襲来時、その台風が大型で勢力が強く、翌日に泉州地域に暴風警報が発令される可能性が非常に高い場合には、前日の正午の段階で翌日を臨時休校とする場合もあります。

- ① 午前7時以降、登校時刻までに警報が発令された場合は臨時休業とします。
- ② 登校以降に警報が発令された場合は、登校した児童・生徒については、安全確保に万全を期し、状況に応じて教育委員会と十分な連携を図り、校長の判断で下校等、適宜措置をします。
- ③ 大雨特別警報発令時は、生徒の安全確保のため、学校内に待機させることとします。
- ④ 台風通過後も、学校・通学路等の被害の状況によって、臨時休校あるいは登校時間を遅らせる場合もあります。